

東京発電株式会社「（仮称）姫川第八発電所新設による再開発計画
環境影響評価方法書」に対する通知について

令和5年10月27日
経 済 産 業 省
商 務 情 報 政 策 局
産 業 保 安 グ ル ー プ

東京発電株式会社から届出のあった「（仮称）姫川第八発電所新設による再開発計画 環境影響評価方法書」については、環境の保全についての適正な配慮がなされており、電気事業法（昭和39年法律第170号）第46条の8第1項の規定による勧告をする必要がないと認められるため、本日、同条第2項の規定に基づき、東京発電株式会社に対し、その旨を通知した。

（参考）当該地点の概要

1. 計画概要

場 所：新潟県糸魚川市
原動力の種類：水力（流れ込み式）
出 力：最大 36,000kW

2. これまでの環境影響評価に係る手続

<計画段階環境配慮書>

計 画 段 階 環 境 配 慮 書 受 理	令和4年 9月 8日
環 境 大 臣 意 見 受 理	令和4年11月17日
経 済 産 業 大 臣 意 見 発 出	令和4年11月28日

<環境影響評価方法書>

環 境 影 響 評 価 方 法 書 受 理	令和5年 5月 9日
住 民 意 見 の 概 要 等 受 理	令和5年 6月29日
新 潟 県 知 事 意 見 受 理	令和5年 9月25日
経 済 産 業 大 臣 勧 告 発 出	令和5年10月27日

問い合わせ先：電力安全課 一ノ宮、福井、福田
電話：03-3501-1742（直通）